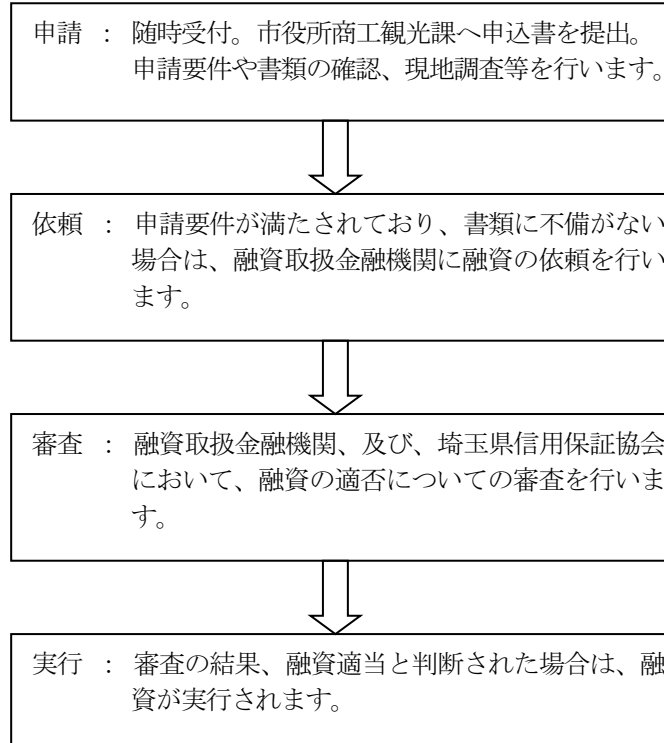


申込みに必要な書類

書類名	一般小口 資金融資		特別小口 資金融資		近代化 資金融資		備考
	個人	法人	個人	法人	個人	法人	
1 申込書	○	○	○	○	○	○	商工観光課で書類交付
2 印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	個人は市民課発行 法人は法務局久喜支局発行
3 納税状況等 調査同意書	○	○	○	○	○	○	商工観光課で書類交付
4 事業所略図	○	○	○	○	○	○	商工観光課で書類交付
5 個人情報の提供 に関する同意書	○	○	○	○	○	○	本人（法人は代表者）及び 保証人各1通 商工観光課で書類交付
6 経歴書	○	○	○	○	○	○	商工観光課で書類交付
7 確定申告書(写) 及び決算書(写)	○		○		○		直近2期分 各1通
8 履歴事項全部証明書		○		○		○	法務局久喜支局発行
9 定款(写)		○		○		○	
10 決算書(写)		○		○		○	直近2期分 各1通
11 試算表(写)		△		△		△	決算後6か月以上経過している場合
12 許認可証(写)	△	△	△	△	△	△	許認可業種の場合
13 見積書・カタログ ・設計書	△	△	△	△	△	△	設備資金の場合
14 保証人 印鑑証明書	△	○			△	○	
15 保証人 納税証明書	△	○			△	○	商工観光課で書類交付
16 保証人 所得証明書	△	○			△	○	市県民税の所得証明書

申込みから貸付実行まで



◎埼玉県信用保証協会とは

信用保証協会法に基づき設立された特殊法人で、中小企業者が希望する事業資金の借入れを容易にするため、協会が金融機関に対して債務の保証をすることにより、中小企業者の金融の円滑化を図り、企業の健全な発展に協力することを目的としています。

◎信用保証料の補助(一般小口資金融資・特別小口資金融資)

一般小口資金融資及び特別小口資金融資の利用者が、融資金を融資期限内に完済した場合、本人からの申請に基づき、お支払いいただいた信用保証料相当額分を補助します。(完済後1か月以内に申請手続き)

◎利子補給金(中小企業近代化資金融資)

中小企業近代化資金融資の利用者が、融資期間中、毎年(1~12月)の支払利子の10%以内の額について、本人からの申請に基づき、利子補給金を補助します。(翌年の1月中に申請手続き)

※申請要件が満たされていない場合は、申請することができません。また、金融機関や信用保証協会の審査により融資できない場合もございます。

※お問い合わせは、市役所 商工観光課 商工労働係まで

TEL 22-1111 (内線2882)



中小企業者のために

久喜市
中小企業向け
融資制度のご案内

- 一般小口資金融資
- 特別小口資金融資
- 中小企業近代化資金融資
- 固定金利 1.75% —

久喜市

環境経済部 商工観光課

商工労働係

電話 0480(85)1111

内線134

※○印は必須、△印は必要な場合のみ

※その他、必要に応じて関係書類を提出していただく場合がございます。